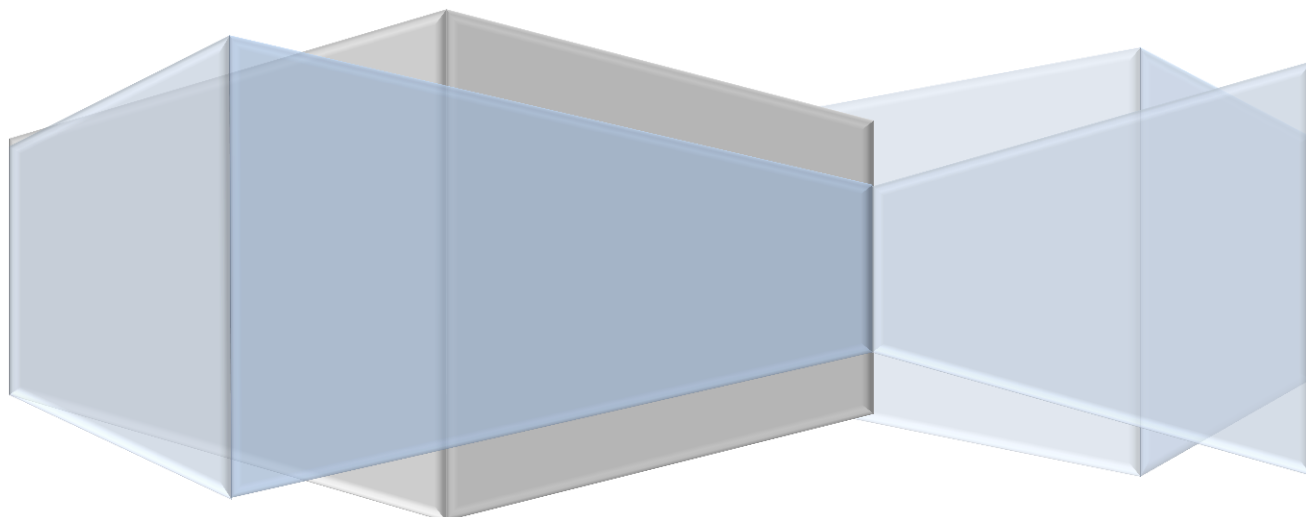


『消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の
裁判手続の特例に関する法律案』に関する
経済的ポテンシャルインパクトシミュレーションの
研究報告書

慶應義塾大学大学院経営管理研究科
特任教授 岩本 隆

(研究協力: 青山社中株式会社)



『消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案』 に関する経済的ポテンシャルインパクトシミュレーションの研究報告書

慶應義塾大学大学院経営管理研究科

特任教授 岩本 隆

2013年3月15日

《本研究報告書のサマリー》

- 本制度が導入された場合、本制度が日本国に存在する企業の事業損益に与える経済的なポテンシャルインパクトは下記の通りである
 - 短期的に現在の適格消費者団体数及びその所属する構成員数が訴訟件数の制約になった場合： 約 ▲ 0.3～1兆円
 - 中長期的に上記の制約が外れた場合： 約 ▲ 6～20兆円(なお、上記シミュレーション結果は、本制度により、被害者及び対象となる同種商製品・サービスの消費者が単年度に救済された場合の最大影響額である)
- これは、以下の3つの要因が大きな影響を与えることになると考えられる
 - 被害者意識のなかった消費者までもが、本制度の救済の対象になりうる点
 - 訴訟の対象が本制度案施行前に生じた個別案件も対象とするため、その対象債権額が大きくなりうる点
 - 企業活動に対する負の影響（風評被害の発生や、対象業界の規制見直し・強化が行われた場合の対応費用の増加、賠償額負担による研究開発等の収益力向上活動の抑制）が存在する点

《本研究報告の背景と目的》

我が国では、昨今、特にリーマンショック以降、産業構造変革の必要性に迫られており、産業政策の重要性が高まっている。産業政策が民間企業の業績に及ぼす影響は大きく、民間企業側でも、政策担当部署を設置する企業が増えている。

一方で、政策が民間企業や消費者個人をはじめとする経済全体に与える影響を分析するツールが少なく、民間企業のみならず政治家から有権者に至るまで、官庁により新たな政策が提案されてもどう対処すべきか判断に迷うケースが多いと思われる。欧米では第三者的な機関による客観的な調査を基にした建設的な議論がなされることが一般的であるが、こと日本においては当事者や利害関係を有する者による試算が大半を占めるため客観性が低く、結果として議論が観念論に陥りやすい。例えば、TPP参加に伴う経済効果に関して、政府が統一試算の公表に踏み切ったところではあるが、それ以前には各省庁における複数の試算等が出されていたことは記憶に新しい所である。

そこで、経営学の視点で政策を客観的、論理的、定量的に分析することで、政策が経営にどのような影響を与え得るか、世の中に提示してみたい。

提出に向け議論が進められている『消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案』（以下、「本制度」という。）についての分析結果を報告する。

本制度は、商取引等で企業から何かしら少額の被害を受けた消費者を救う目的で、制度化に向けまさに現在準備が進められている。しかし、本制度に対して、諸関係者で議論が進められてはいるが、その影響の定量的な分析とそれに基づく議論は不十分という感が否めない。本制度が経済にどのような影響を与えるかは、制度案を議論する上で非常に有益である上、他の制度案の効果を考える上でも必要不可欠なプロセスと考える。

但し、本制度は既に制度として可決されたものではなく、作成中の段階にあり、今後の法制度化の進捗次第により、内容に変更が加えられる可能性がある。また、本研究報告のシミュレーション対象は将来に起こる事象のポテンシャルインパクトであるため、その発生確率をどう見積もるかにより単年度の経済に及ぼす影響額は大きく変動する。これらの点に対しては、幾つかの前提をおいた上での試算である点にご留意頂いた上で、本制度に対する活発な議論がなされる事を切に期待する。

《本研究報告書のシミュレーションケース》

本研究報告書では、日本経済に与える経済的なポテンシャルインパクトのシミュレーションとして、現在の制度案通りに制度化された場合の以下2つのケースを対象とする。

- ・ケース 1：現在の制度案が規定する「共通義務確認の訴え」の提起主体が、短期的には現在の「適格消費者団体」数(2013年3月8日時点 11 団体)を上限とし、かつ「特定適格消費者団体」の構成人員規模が現在の「適格消費者団体」の人員規模と大きく変動しなかった場合
- ・ケース 2：中長期的に「特定適格消費者団体」数及びその構成人員の規模が拡大され、その人員的制約が救済すべき訴訟件数に対応することの足枷にならず、かつ、被害を受けた消費者及び同種サービスを利用した消費者を含む全員が本制度によって賠償を受けた場合

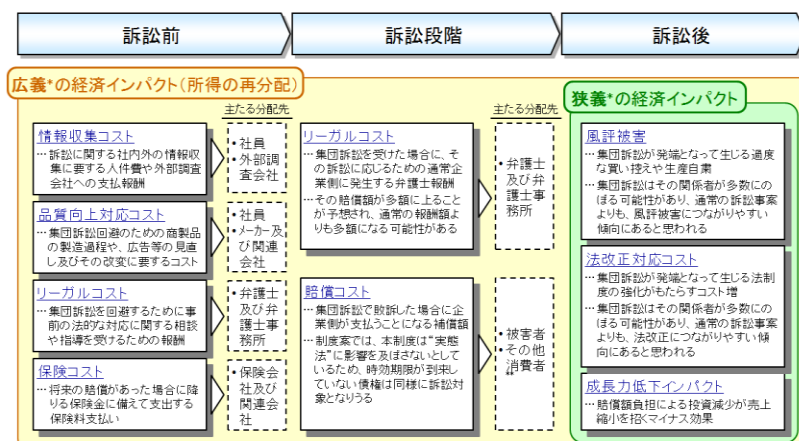
今回、上記2つのケースを想定したシミュレーションアプローチを採用したのは、本制度案が現在、作成中の段階にあり、その内容が確定していない点や法制度の実現可能性を担保する上では、司法の判断に委ねる余地を残す必要があるものの、その結果として当初想定していた法制度の対象領域が、時間の経過により拡大される可能性があるといった理由から、幅を持った想定の実現性があると考えられるためである。事実、米国のクラスアクションは時代の変遷によって利用範囲が拡大されてきたという歴史があり、将来の変動的な影響度合いも考慮する必要性は高いと思われる。

《シミュレーション実施の大前提》

左記ケース 1、2 の経済的シミュレーションを実施するに当たり、以下の前提をおいている。

- ・シミュレーション対象：本研究報告では本制度が及ぼす影響として企業側が被る経済的コストに主眼を置いている。そのため、本研究報告書でいう経済的なポテンシャルインパクトとは、日本国において企業が被る企業損益への影響である。なお、現在の法制度下において企業が負担している消費者を救済するためのコストも含んでいる。
- ・対象とする期間/年度：経済的なポテンシャルインパクトの集計は暦年単位で計算している。また、対象とする年度は、個別具体的な年度を想定せず、2011 年度の消費者被害数が存在した場合の年度を前提として計算している。
- ・消費者被害が本制度により救済される割合：消費者被害の保護手段として、本制度がどの程度活用されるかは、今後の制度設計や実際の運用に大きな影響を受ける。そのため、本研究報告書における経済的シミュレーションにおいては、その活用割合を取って設定せず、消費者被害として申し立てられた事案の全てが本制度により救済された場合の影響額の最大値を計算している。
- ・経済波及効果の影響：通常、経済的な影響は、対象事象の周囲への需要/供給に影響を及ぼして行き、経済的波及効果を引き起こす。本研究報告書における経済的シミュレーションにおいては、そういった経済的波及効果を含めず、一次的な影響のシミュレーションに留めている。
- ・和解による影響：米国のクラスアクションにおいては、90%以上の事案が訴訟外で和解されているとの統計もあるが、本研究報告では、訴訟か和解かは区別せず、消費者被害として申し立てられた事案の全てが本制度によって救済された場合の影響額を計算している。従って、本研究報告に言う賠償コスト又は賠償額には、和解による補償も含まれる。
- ・司法判断の影響：本制度は、個別事案の司法の判断により、結果として適用範囲が拡大し得る可能性があると考えるが、その可能性は含めず計算している。

〔図 1〕シミュレーションの全体像



注 裁判所を通さない個別の示談交渉は上記のシミュレーションでは考慮していない。
 * 広義の経済インパクトは、消費者の被害の可及は生じつつある企業損益の純粋なマイナス効果(品質向上)は、特定の企業及び消費者に対して所得を移しているもの。一般企業側の観点では企業損益に対してマイナスの影響があるもの。
 ** 広義の被害は受けていないものの、集団訴訟の対象とする商品、サービスの消費者

ケース 1

現在の「適格消費者団体」数（11 団体）及びその構成員規模が短期的に大きく変動しなかった場合においては、その人員数的制約から年間で対応できる訴訟件数に限界が出てくるものと考えられ、自ずと提訴される訴訟件数も制約を受けることになる可能性がある。

本制度が導入された場合、以下のような経済的なインパクトが日本経済に及ぶ可能性がある。

(1) 訴訟前コスト：	▲0.3～0.7 兆円
(2) 訴訟段階コスト：	▲0.0～0.3 兆円
合計	▲0.3～1.0 兆円
(3) 訴訟後コスト：	▲0.1～0.8 兆円

※ 訴訟後コストは短期的には経済的インパクトとして発現しづらいため、ケース 1 では集計対象外としている

(2) 訴訟段階コスト： 賠償額費用（和解による補償を含む。）、弁護士費用（賠償額費用に対しては、他の一般法が規定する時効の範囲内で、本制度が活用される場合も加味

(3) 訴訟後コスト： 風評がもたらす損益に対する影響、関連する法制度が刷新・規制強化されることによる対応費用、研究開発費等が圧縮されることによる損益への影響

上記の各費用、影響はそれぞれ以下のような費用、影響を想定して集計している（図 1 参照）。

- (1) 訴訟前コスト： 本制度に対する情報収集費用、不具合防止費用、弁護士費用、保険費用

ケース 2

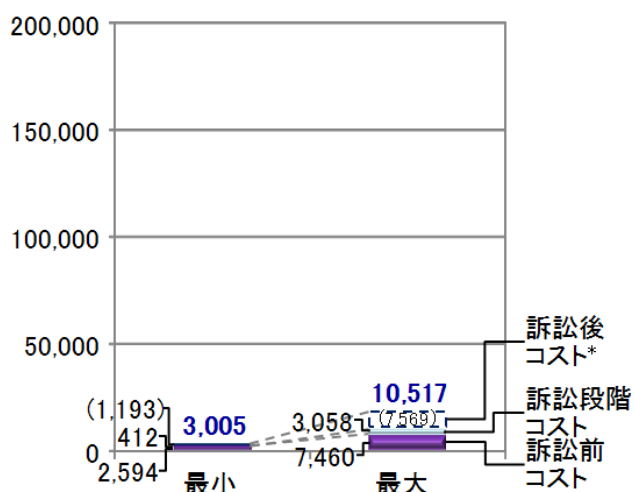
ケース 1 の提訴主体の人的制約がなく、消費者被害の全てが本制度の活用により救済された場合、以下のような経済的なインパクトが日本経済に及ぶ可能性がある。なお、各費用、影響の内容はケース 1 と同様である。

(1) 訴訟前コスト：	▲ 0.3～ 0.9 兆円
(2) 訴訟段階コスト：	▲ 4.6～11.7 兆円
(3) 訴訟後コスト：	▲ 1.0～ 6.6 兆円
合計	▲ 6.0～19.2 兆円

〔図 2〕 シミュレーション結果

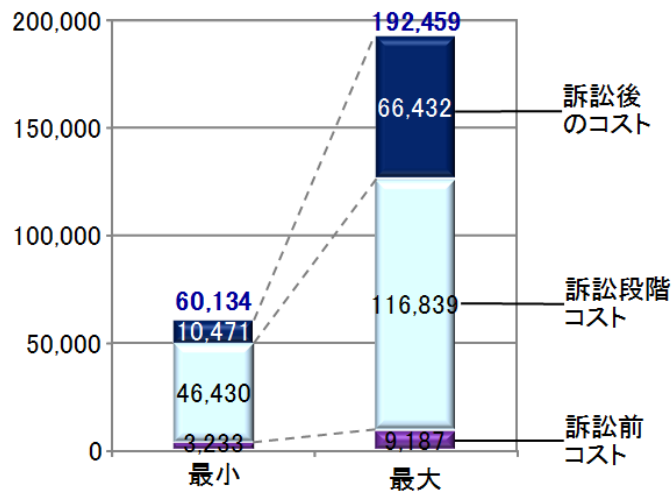
短期的な影響は、最大で0.3～1兆円

(単位：億円)



中長期的には6兆円～20兆円の潜在的リスク

(単位：億円)



上記は消費者被害が全て本制度によって救済された場合の経済インパクトどの程度利用される制度となるかは今後の制度設計及び運用次第

* 訴訟後コストは、(1)風評被害、(2)法制度の改正による影響、(3)賠償額負担による成長力減退の影響額としている。このうち(2)(3)については、短期的には経済に影響しづらいため、上記の集計では補足的な取り扱いとしている。

《本制度で想定される訴訟例と影響額の主要因》

本制度は、過去に既に判例のある学納金返還や敷金返還などのように約款等で使用されている契約条項の一部が無効となる事例や、海外で起きた iPod nano のディスプレイが傷つきやすいという点に対するクラスアクション事例のように商製品・サービスの一部に瑕疵があるとされる事例への適用の他、今後、新たな訴訟対象事案への適用も考えられよう。

〔参考〕想定されうる訴訟事案（一例）

- 過去に代表的な判例のある事案の援用
 - 敷金返還請求
 - 学納金返還
- 多数の消費者が存在し、争点が明確な案件
 - インターネット直販の対象商品の一部に不良品が混在していたことに対する事案
 - 企業発行のポイントプログラム*の条件変更、プログラムの廃止等が消費者に対する一方的な不利益変更にあたりとされた場合の事案

(*： 小売、クレジット、航空等様々な業種の事業者が販売促進や顧客囲い込み等のために、その行動に応じてポイントを付与してメリットを与える施策・ルール)

何れの訴訟案件に対しても、本制度の適用は以下の3点が、企業へのポテンシャルインパクトに大きく影響してくる事が想定される。

(なお、各項目末尾の () カッコ書きの金額は、ケース2におけるポテンシャルインパクトである。(1) (2) については、一部集計金額の重複がある点にご留意されたい)

(1) 救済対象者としての「フリーライダー」の存在
(7兆円)

- … 本制度の適用により、一様に被害を受けたわけではない同種商製品・サービスの消費者が、その影響度合いや損害を一様に感じているわけではないにもかかわらず同様に救済対象となりうる。そのため特殊な状況でしか発生しない損害が全ての消費者に対して適用され、和解による補償を含む賠償額が飛躍的に増加する可能性がある (図3)。

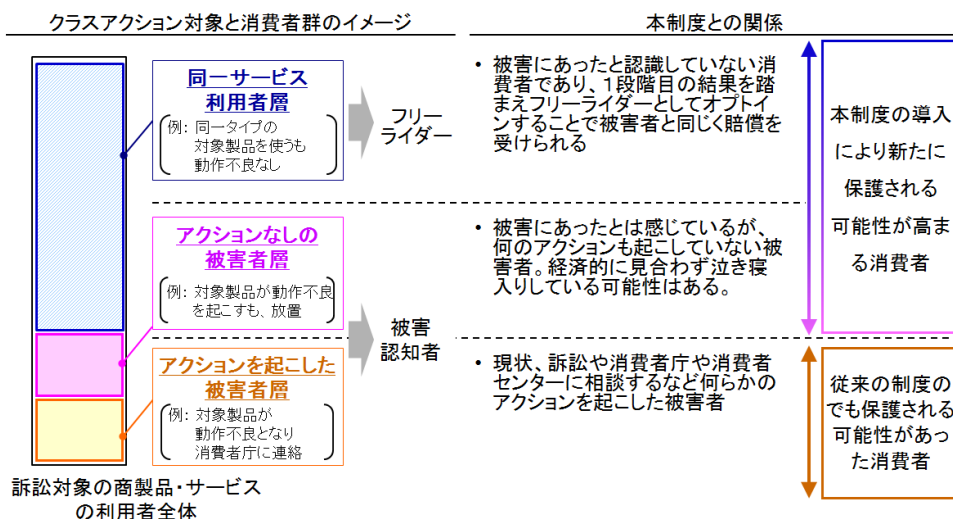
(2) 本制度案施行前に生じた個別案件も遡って対象となりうること (9兆円)

- … 本制度案がその施行前に生じた個別事案について適用されるか否かが経済的なポテンシャルインパクトに大きく影響を与えうるところであるが、消費者庁によれば、本制度は民事訴訟制度の特例を定めるものであり、既存の実体法に変更を加えるものではないとされており、すでに起きている個別案件については実体法である会社法や民法が規定する時効期限がそのまま適用される。そのため、本制度導入により、その発生時期にかかわらず、時効期限内の案件はすべて本制度の対象となり、取引時点では予見不能であった訴訟リスクを企業として負うことになる上、和解による補償を含む賠償額は飛躍的に増加する可能性がある。

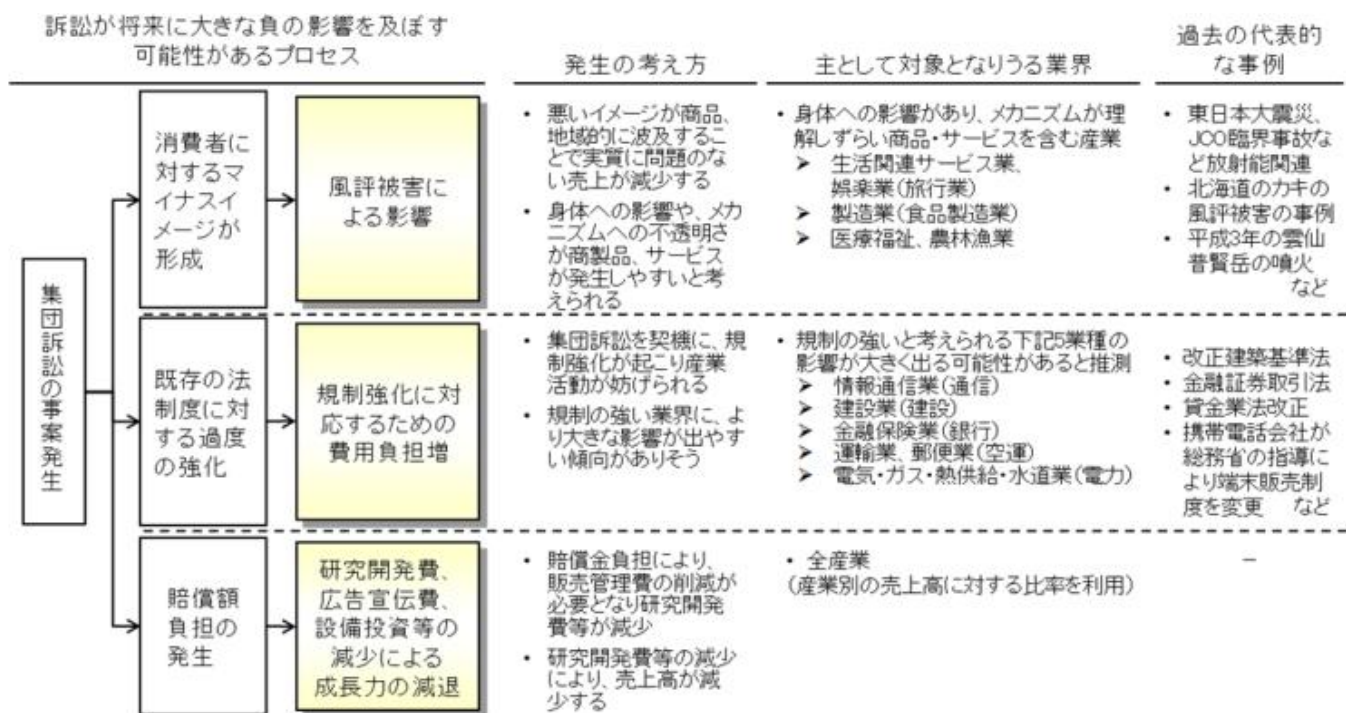
(3) 訴訟後に生じうる企業活動への負の影響
(7兆円)

- … 被告になる企業は賠償、訴訟準備・対応にかかる物理的コストに加え、訴訟提起されること自体により企業ブランド及びレピュテーションが毀損されることになる。さらに、その訴訟対象によっては、商製品・サービスだけでなく業界全体の評価にも飛び火し、いわゆる“風評被害”をもたらすリスクが想定される。
- … さらに、本制度は訴訟提起が発端となり、従来の訴訟よりも、より多くの消費者が参加することが見込まれるため、その影響度は大きくなり、当該企業を含む業界全体の規制の強化につながる可能性も否めない。この場合、規制強化がもたらす対応コストの増加といった副次的な負の影響が想定される。
- … また、和解による補償を含む賠償額はそのまま企業の経営活動を圧迫することにつながり、研究開発や広告宣伝さらには設備投資といった収益獲得に必要な経済活動の足枷になる危険を孕んでいる (図4)。

〔図3〕本制度の救済対象者になりうる消費者群



〔図4〕訴訟後コストとして生じるコスト



注1: 訴訟が経済に及ぼす負の影響の対象としては、①企業単体に影響するもの、②業界全体に影響するものの2つに大別した場合、

①は基本的に業界全体に対する影響額を考える上では小さいため、②をシミュレーション対象としている

注2: 法規制の強化は、当然その適切な運用により有効かつ円滑な経済活動になることを目的として行われると思われるが、その遵守が企業の経済活動に過度な負担となる可能性は現実存在している。上記では、そのマイナスの面のみに着目して経済的インパクトとして捉える事としている

＜終わりに＞

なお、本制度のシミュレーションを実施するに当たり、対象とする政策に対して、特定のスタンスは取るべきではないと考えている。そこで、今回、対象の制度を多面的に捉えるため、以下のような種々の関係各者の方々にインタビューを実施させて頂いていた。

このインタビューを実施する事で、各利害関係者の方々の立場の違いがもたらす、本制度への対応度合いを肌で体感する事ができた。本報告にあたってはその上で、中立的な立場から制度を捉えシミュレーションを実施するよう努めている。

- ✓ 本制度設計の有識者・関係者
- ✓ 一般事業会社の法務部、渉外担当、コンプライアンス担当者
- ✓ 弁護士
- ✓ 本制度の訴訟主体となりうる関連団体

[参考文献 及び 参考情報]

【消費者庁及び関連官庁の本制度関連の資料】

- 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案（平成 24 年 8 月 消費者庁消費者制度課）
- 第 2 回集団的消費者被害救済制度専門調査会 配布資料
- 平成 20 年版国民生活白書（内閣府）
- 消費生活相談データベース（PIO-NET）
- 消費者庁 HP（認定された適格消費者団体の紹介ページ）

【業界団体・有識者の本制度に対する検討資料】

- 「消費者集合訴訟制度に関するアンケート調査」集計結果及び分析（経営法友会）
- 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度に関する意見報告書（西村高等法務研究所）
- 日本版クラスアクションの制度案（大和証券 金融調査部制度調査課 横山淳）

【米国の不法行為・集団訴訟関連資料】

- 「アメリカにおけるクラス・アクションの近時の改革動向-クラスアクション適正化法を中心に」（早稲田大学 三枝准教授など）
- 2011/2009 Update on U.S. Tort Cost Trends（Towers WATSON）
- Jackpot Justice: The true cost of America's Tort System（Pacific Research Institute）
- Tort liability Costs for Small Business（US Chamber of commerce）
- U.S. Tort Costs and Cross-Border Perspectives: 2005 Update（Towers Perrin）
- U.S. Tort Liability Index: 2010 Report（Pacific Research Institute）
- Litigation Cost Survey of Major Companies
- 2010 Update on U.S. Tort Cost Trends（Towers WATSON）
- 「米国における賠償責任の最新事情(2008 年 4 月)」（銀泉保険コンサルティング）
- 「米国の集団訴訟ビジネスと法律事務所の不正行為容疑」（三菱東京 UFJ 銀行）

【訴訟後の経済的被害を検討するための風評被害、成長力の減退等に係る資料】

- 「放射能の風評被害が国内産業に与えるインパクト」（Booz&Company）
- 「風評被害による経済波及影響の分析-北海道産カキをケーススタディとして-」（北海道大学大学院水産化学研究院、(財)地域開発研究所等）
- 「有力企業の広告宣伝費」（日経広告研究所）
- 「みずほ日本経済インサイト」（みずほ総合研究所）

【試算あたって使用した政府・官公庁の定量データ】

- 国民経済計算確報（内閣府）
- 「平成 21 年経済センサス-基礎調査」（総務省）の加工資料（中小企業庁）
- 「企業活動基本調査報告書」（経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室）
- 平成 22 年国税調査 速報集計（総務省統計局）
- 「法人企業統計調査（平成 23 年度）」（財務省）
- 「平成 21 年度の県民経済計算について」（内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部）

お問い合わせ：

慶應義塾大学大学院経営管理研究科

特任教授 岩本 隆

E-mail: iwamoto@a8.keio.jp